

研究所等との連携協定に基づく横浜市立大学大学院非常勤講師に対する
「大学院客員教授等」の称号授与に関する規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 96 号
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日 規程第 66 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大学院における教育研究の一層の充実を図るため、本学と学外の研究所等との連携協定に基づき、学生に対し教育研究指導等を行うため所定の人事手続きを経たうえ非常勤講師として受け入れた研究所等研究員（以下「研究員」という。）に、称号を授与するための基準等を定めることを目的とする。

(称号)

第 2 条 学長は、研究員に対し、本学の教授に準ずる資格を有するものに「大学院客員教授」を、本学の准教授に準ずる資格を有するものに「大学院客員准教授」を、本学の講師に準ずる資格を有するものに「大学院客員講師」を、本学の助教に準ずる資格を有するものに「大学院客員助教」の称号を、それぞれ授与することができる。

(申請手続き)

第 3 条 研究科長は、研究員について様式 1 により、学長に資格審査を申請する。

- 2 学長は、人事委員会に資格審査を諮問する。
- 3 人事委員会は、資格審査を行い、その結果を学長に報告する。
- 4 人事委員会は、資格審査について、部会に委任することができる。

(称号の授与)

第 4 条 学長は、人事委員会の報告に基づき、様式 2 により客員教授等の称号を授与する。

(施設利用)

第 5 条 大学院客員教授等は、学生の研究指導等に支障が生じない範囲で、自己の研究のために大学の施設（研究科長が指定したものに限る）を利用することができる。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるものの他、必要な事項については、学長が別に定める。

附 則（公立大学法人横浜市立大学規定第 53 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（公立大学法人横浜市立大学規定第 96 号）

この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 66 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

令和 年 月 日

横浜市立大学学長

研究科長

大学院客員教授等の称号の授与について（申請）

次の者について、「研究所等との連携協定に基づく横浜市立大学大学院非常勤講師に対する「大学院客員教授等」の称号授与に関する規程」第2条に基づき称号を授与されますよう申請します。

ふりがな 氏名			
生年月日		国籍	
称号	<input type="checkbox"/> 大学院客員教授 <input type="checkbox"/> 大学院客員准教授 <input type="checkbox"/> 大学院客員講師 <input type="checkbox"/> 大学院客員助教		
住所			
最終学歴		学位	
指導に当たる研究部門 (受け入れ研究室)			
学生指導・活動場所	<input type="checkbox"/> 八景C <input type="checkbox"/> 福浦C <input type="checkbox"/> 附属病院 <input type="checkbox"/> センター病院 <input type="checkbox"/> 鶴見C <input type="checkbox"/> 舞岡C <input type="checkbox"/> その他：病院、研究所名等ご記入ください ())		
指導・活動内容	<input type="checkbox"/> 研究指導 <input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> その他 ())		
本学連携大学院客員教員として、受入期間中の具体的な指導内容・研究内容等			
受け入れ予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
受け入れ先責任者	(職名)	(氏名)	印